

第 10 回 一関市・藤沢町合併協議会

日時：平成 22 年 8 月 24 日（火） 午後 1 時 30 分～午後 4 時

場所：一関市役所 2 階 大会議室

次 第

1．開 会

2．協議事項

- (1) 協議第 40 号 農林業振興助成について（協定項目 22 - 11）
- (2) 協議第 41 号 農林連絡員について（協定項目 22 - 12）
- (3) 協議第 42 号 土地改良事業への助成について（協定項目 22 - 13）

3．提案事項

- (1) 協議第 43 号 合併の期日について（協定項目 2）
- (2) 協議第 44 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 6）
- (3) 協議第 45 号 地域自治区等の設置について（協定項目 24）
- (4) 協議第 46 号 町名・字名の取扱いについて（協定項目 12）（再提案）
- (5) 協議第 47 号 保育所について（協定項目 22 - 9）
- (6) 協議第 48 号 公立幼稚園について（協定項目 22 - 19）
- (7) 協議第 49 号 新市基本計画（第 4 章～第 8 章）について（協定項目 23）

4．その他

5．閉 会

協議第43号

合併の期日について（協定項目2）

合併の期日について、次のとおり提案する。

合併の期日は、平成23年9月26日とする。

平成22年8月24日提出

一関市・藤沢町合併協議会
会長 勝 部 修

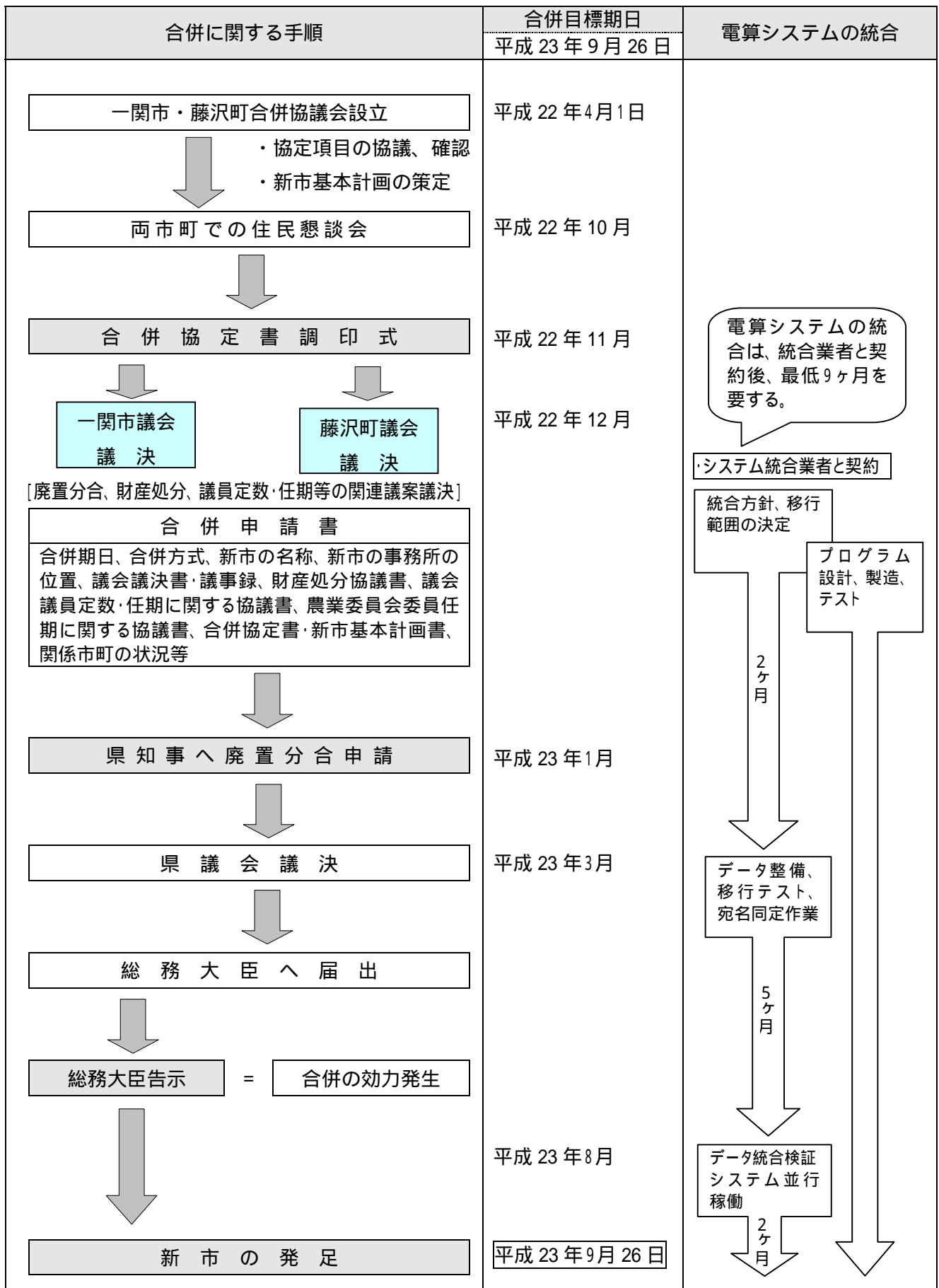
平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併研究会 研究項目検討内容

協定項目	2 合併の期日について	関係項目
調整の内容	合併の期日は、平成23年9月26日とする。	

留意事項	備考
<p>1．合併の手続きに要する期間について 合併するためには、合併協定書の調印後、両市町の各議会における合併議案の議決を経て、県知事への合併申請、県議会における議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出（県）、総務大臣の告示（官報）など、様々な手続きが定められており、相当の期間を要することから、この点を十分考慮して、合併の期日を定める必要がある。</p> <p>2．新市に円滑に移行するために要する期間等について 新市に円滑に移行するため、特にも住民票の発行や戸籍の登録など住民サービスを合併時に全ての窓口でスムーズに行うには、電算システムを合併と同時に安全かつ確実に稼働させる必要があり、そのためには電算システムの統合に最低9ヶ月の期間を要する。 また、1～7月は市町税の賦課事務、納付書の発行により電算システムへのデータ入力・更新等を行うことから、この時期の電算システム統合は困難である。 なお、合併日前日までは両市町でそれぞれ電算システムが稼働しており、合併日前日のデータを合併日に即、統合させる必要があることから、電算システムの切り替えにあたり、試験稼働や不具合への対応を考慮すると3連休明けの合併が望ましい。</p> <p>3．住民サービスへの影響について 3、4月は、民間・官公署の人事異動や進学・就職等に伴う転出入が多いほか、年度替わりの繁忙期にあたり、これに合併に伴う事務が加わることから、住民サービスへの影響が懸念される。</p>	

合併までの手続き等



平成23年カレンダー

1月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

1...元旦 10...成人の日

2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

11...建国記念日

3月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

21...春分の日

4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

29...昭和の日

5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

3...憲法記念日 4...みどりの日
5...こどもの日

6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

18...海の日

8月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

19...敬老の日 23...秋分の日

10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

10...体育の日

11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

3...文化の日 23...勤労感謝の日

12月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

23...天皇誕生日

協議第44号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目6）

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第2項の規定を適用し、現在の一関市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、議会議員の定数を同項の規定により算出される3人を加えた37人の合併特例定数とする。

また、合併特例法第8条第3項の規定を適用し、現在の藤沢町の区域を選挙区とし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議員定数を3人とした増員選挙を合併後、50日以内実施する。

平成22年8月24日提出

一関市・藤沢町合併協議会
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協定項目検討内容

研究項目	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 8 条第 2 項の規定を適用し、現在の一関市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、議会議員の定数を同項の規定により算出される 3 人を加えた 37 人の合併特例定数とする。</p> <p>また、合併特例法第 8 条第 3 項の規定を適用し、現在の藤沢町の区域を選挙区とし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議員定数を 3 人とした増員選挙を合併後、50 日以内を実施する。</p>	

項目	一 関 市	藤 沢 町	備 考
1 任 期	平成 21 年 10 月 9 日 ~ 平成 25 年 10 月 8 日	平成 19 年 10 月 1 日 ~ 平成 23 年 9 月 30 日	
2 定 数	法定定数 34 人 条例定数 34 人 現 員 34 人	法定定数 18 人 条例定数 10 人 現 員 10 人	
3 報 酬	議 長 438,000 円/月 副議長 386,000 円/月 議 員 360,000 円/月	議 長 265,000 円/月 (251,000 円/月) 副議長 214,000 円/月 (203,000 円/月) 議 員 200,000 円/月 (190,000 円/月)	() 内は減額特例
4 期末手当	6 月 145/100 12月 165/100 加算割合 15/100	6 月 145/100 (20%削減) 12月 165/100 (20%削減) 加算割合 10/100	() 内は減額特例
5 政務調査費	議員 1 人につき月額 15,000 円	な し	

議会の議員の定数特例・在任特例について（概要）

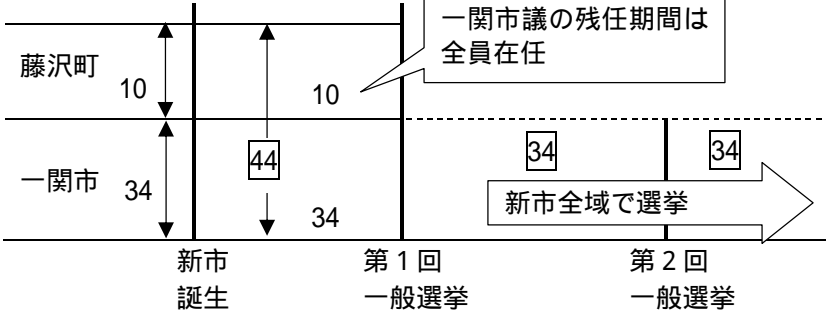
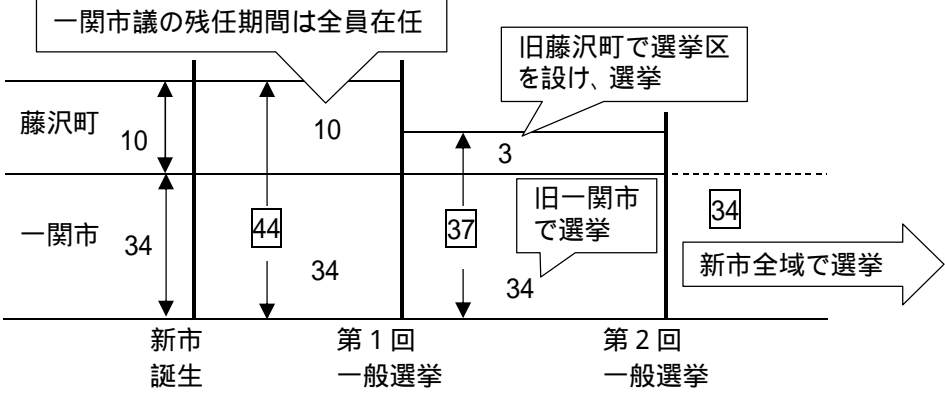
編入合併の場合、編入される側（藤沢町）の議会議員はその身分を失うのが原則ですが（編入する側（一関市）の議会議員は引き続きその身分を有する）、市町村の合併の特例に関する法律（以下、「合併特例法」という。）では、新市の議員の定数や在任にかかる特例措置が設けられています。

現 状

市町名	一関市	藤沢町
議員定数	34人	10人

定数特例を適用した場合の増員数は、「議会議員の定数特例に係る増員数について」を参照。

項 目	内 容
1 合併特例法を適用しない場合	<p>合併時に藤沢町議会議員は失職し、一関市議会議員のみとなる。</p> <p>藤沢町 10 一関市 34</p> <p>合併時に藤沢町議会議員は失職</p> <p>34</p> <p>新市誕生</p> <p>第1回一般選挙</p> <p>34</p> <p>34</p> <p>新市全域で選挙</p> <p>第2回一般選挙</p>
2 定数特例を適用した場合	<p>(1) 合併特例法第8条第2項及び第3項の規定を適用した場合 合併時に旧藤沢町で選挙区を設け、増員選挙を行う。任期は一関市議会議員の残任期間。</p> <p>藤沢町 10 一関市 34</p> <p>旧藤沢町で選挙区を設け増員選挙</p> <p>3</p> <p>37</p> <p>34</p> <p>新市誕生</p> <p>第1回一般選挙</p> <p>34</p> <p>34</p> <p>新市全域で選挙</p> <p>第2回一般選挙</p>
	<p>(2) 合併特例法第8条第2項、第3項及び第5項の規定を適用した場合 合併時に旧藤沢町で選挙区を設け、増員選挙を行う。任期は一関市議会議員の残任期間。また、合併後、最初に行われる一般選挙も旧藤沢町のみ選挙区を設け、選挙を行う。</p> <p>藤沢町 10 一関市 34</p> <p>旧藤沢町で選挙区を設け、増員選挙</p> <p>3</p> <p>37</p> <p>34</p> <p>新市誕生</p> <p>第1回一般選挙</p> <p>37</p> <p>34</p> <p>旧藤沢町で選挙区を設け、選挙</p> <p>3</p> <p>37</p> <p>旧一関市で選挙</p> <p>34</p> <p>新市全域で選挙</p> <p>第2回一般選挙</p>

<p>3 在任特例を適用した場合</p>	<p>(1) 合併特例法第9条第1項第2号の規定を適用した場合 藤沢町議会議員全員が在任。任期は一関市議会議員の残任期間。</p>  <p>(2) 合併特例法第9条第1項第2号及び第3項の規定を適用した場合 藤沢町議会議員全員が在任。任期は一関市議会議員の残任期間。また、合併後、最初に行われる一般選挙において旧藤沢町のみ選挙区を設け、選挙を行う。</p> 
----------------------	--

地方自治法

(市町村議会の議員の定数)

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

(1)～(2)省略

(3) 人口5千以上1万未満の町村 18人

(4) 人口1万以上2万未満の町村 22人

(5) 人口5万未満の市及び人口二万以上の町村 26人

(6) 人口五万以上十萬未満の市 30人

(7) 人口十萬以上二十萬未満の市 34人

(8)～(11)省略

3～6省略

7 第七条第一項又は第三項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第七項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

市町村の合併の特例に関する法律

(議会の議員の定数に関する特例)

第八条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十六条第二項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下この項において「旧定数」という。)に乗じて得た数(0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。)をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第三項」と、同法第百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第五項」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第八条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(同法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。)の日」とする。

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。

7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第六項において準用する同条第三項」とする。

8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第九条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超え

市町村の合併の特例に関する法律

るときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

- 一 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間
 - 2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。
 - 3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
 - 4 第一項又は前項において準用する前条第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

議会議員の定数特例に係る増員数について

増員数 3人

合併特例法第8条第2項に規定の算式

$$\text{増員数} = \text{一関市議員定数} \times \frac{\text{藤沢町の人口}}{\text{一関市の人口}} \quad \text{少数第1位は四捨五入}$$

平成22年国勢調査人口推計値で算出

$$2.60 \text{ 人} = 34 \text{ 人} \times 9,136 \text{ 人} / 119,306 \text{ 人}$$

< 参考 >

・平成22年8月1日現在の人口(住基+外国人)で算出した場合

$$2.61 \text{ 人} = 34 \text{ 人} \times 9,304 \text{ 人} / 121,123 \text{ 人}$$

・平成17年国勢調査人口で算出した場合

$$2.67 \text{ 人} = 34 \text{ 人} \times 9,904 \text{ 人} / 125,818 \text{ 人}$$

平成22年国勢調査人口推計値

一関市	119,306 人 = 121,123人 × 0.985
藤沢町	9,136 人 = 9,304人 × 0.982

H22国勢調査人口推計値 = (H22.8.1現在の人口) × (乖離率)

一関市

	住民基本台帳人口	外国人登録者	計(A)	国勢調査(B)	乖離率(B)/(A)
平成17年10月1日	126,582	1,115	127,697	125,818	0.985
平成22年8月1日	120,355	768	121,123		

藤沢町

	住民基本台帳人口	外国人登録者	計(A)	国勢調査(B)	乖離率(B)/(A)
平成17年10月1日	10,012	73	10,085	9,904	0.982
平成22年8月1日	9,239	65	9,304		

協議第45号

地域自治区等の設置について（協定項目24）

地域自治区等の設置について、次のとおり提案する。

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、合併前の藤沢町の区域に「地域自治区」を設置する。

なお、法第23条及び第24条の規定に基づき合併関係市町村の協議により定める事項及びその他必要な事項については、「地域自治区の設置に関する協議書」による。

平成22年8月24日提出

一関市・藤沢町合併協議会
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

地域自治区の設置に関する協議書（案）

市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 23 条及び第 24 条に規定する合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項について、次のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第 1 条 法第 23 条第 1 項の規定に基づき、合併前の藤沢町の区域（以下「藤沢地域」という。）に地域自治区を設置する。

（名称）

第 2 条 地域自治区の名称は、藤沢町とする。

（設置期間）

第 3 条 地域自治区の設置期間（以下「設置期間」という。）は、合併の日から 1 年を経過した後の最初の 3 月 31 日までとする。

（事務所の位置、名称及び所管区域）

第 4 条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位 置	名 称	所管区域
東磐井郡藤沢町藤沢字町裏 187 番地	一関市役所藤沢支所	藤沢地域

（地域自治区の区長）

第 5 条 地域自治区に、設置期間の間、特別職の区長を置く。

2 区長の任期は、選任の日から設置期間の末日までとする。

（地域協議会）

第 6 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 202 条の 5 に規定する地域協議会の構成員（以下「委員」という。）は、15 名以内とする。

2 委員は、藤沢地域内に住所を有するもので、次に掲げるもののうちから、市長が選任する。

(1) 公共的団体から推薦された者

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募に応じた者

3 委員の任期は、選任の日から設置期間の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員には報酬を支給しない。

（地域協議会の会長及び副会長）

第 7 条 地域協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長又は副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、地域協議会における出席委員の過半数の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。

(2) 職務上の義務違反があったとき。

（地域協議会の権限）

第 8 条 地方自治法第 202 条の 7 第 2 項に規定する市町村の施策に関する重要事項は、次

に掲げる事項とする。

- (1) 各種地域計画に関する事項
- (2) 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項
- (3) その他藤沢地域に係る重要な事項

(地域協議会の会議)

第9条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。

(地域協議会の庶務)

第10条 地域協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理するものとする。

(委任)

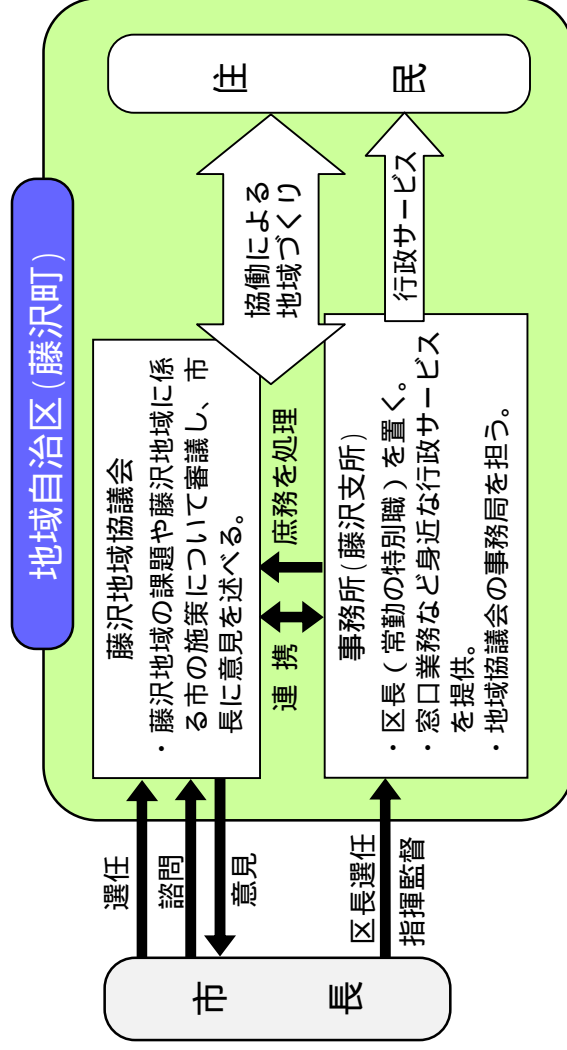
第11条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

合併特例法に基づく地域自治区の概要

	法制度	提案内容
1.根拠法令	合併特例法	
2.目的	(1) 新市の運営に対し、地域住民の意見を反映 (3) 住民自治の強化	(2) 合併に対する住民不安の解消 (4) 住民との協働の推進
3.法人格	なし	
4.設置区域	1 又は2以上の旧市町村単位 一部の地域のみ設置可	藤沢町の区域に設置
5.設置期間	合併関係市町村の協議で定める。	合併の日から1年を経過した後の最初の3月31日まで。
6.地域協議会の権限	(1) 以下の事項で、市町村長に諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる。 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項 地域自治区の区域に係る事務に関する事項 地域自治区の住民との連携の強化に関する事項 (2) 市町村長は、条例で定める施策に関する重要事項で、地域自治区の区域に係るものを決定、又は変更しようとする場合、協議会の意見を聴かなければならない。 (3) 市町村長等は、(1)及び(2)の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。 地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。	(1) 左記に同じ (2) 市長は、条例で定める以下の施策に関する重要事項で、地域自治区の区域に係るものを決定、又は変更しようとする場合、協議会の意見を聴かなければならない。 各種地域計画に関する事項 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項 その他藤沢地域に係る重要な事項 (3) 左記に同じ
7.地域協議会委員	任期は、四年以内で条例で定める期間とする。 (1) 地域自治区に事務所長を置く。 (2) 事務所長に代えて区長（特別職）を置くことができる。	藤沢町に住所を有する以下の者のうちから、市長が選任する。 公共的団体から推薦された者 学識経験を有する者 公募に応じた者 任期は、選任の日から設置期間の末日まで。 常勤特別職の区長を置く。
8.区長等		

	法制度	提案内容
9.区長の任期	区長（特別職）を置いた場合、2年以内で合併関係市町村の協議で定める。	選任の日から設置期間の末日まで。
10.住所の表示	住所の表示には、地域自治区の名称を冠する。（「区」のほか、「町」、「村」と称することも可能。）	自治区名の名称は「藤沢町」とし、住所の表示は、一関市藤沢町（以下、現在の住所の表示に同じ）とする。
11.報酬	委員：無報酬とすることができる 特別職の区長を設置した場合：報酬あり	委員：報酬なし（ただし、費用弁償あり） 区長：報酬あり

地域自治区のイメージ図



協議第46号

町名・字名の取扱いについて（協定項目12）

町名・字名の取扱いについて、次のとおり再提案する。

- 1 一関市については、現行のとおりとする。
- 2 藤沢町については、「一関市」の後に地域自治区名を付し、現行の字名を継承する。
- 3 地域自治区名に付く「町」は「ちょう」と読む。
- 4 市町村の合併の特例に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づく地域自治区設置期間終了後も設置期間の地名を継承する。

平成22年 8 月24日提出

一関市・藤沢町合併協議会
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	12 町名・字名の取扱いについて	関係項目
調整の内容	<ol style="list-style-type: none"> 一関市については、現行のとおりとする。 藤沢町については、「一関市」の後に地域自治区名を付し、現行の字名を継承する。 地域自治区名に付く「町」は「ちょう」と読む。 市町村の合併の特例に関する法律第23条第1項の規定に基づく地域自治区設置期間終了後も設置期間の地名を継承する。 	

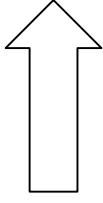
一 関 市		藤 沢 町	備 考
町名・大字名(小字を伴うもの)		町名・大字名	
・一関地域 山目、赤荻、中里、川辺、三関、狐禅寺、滝沢、真柴、 巖美町、萩荘、舞川、弥栄		藤沢、西口、黄海、徳田、砂子田、増沢、新沼、 保呂羽、大籠	
・花泉地域 花泉町永井、花泉町涌津、花泉町油島、花泉町花泉、花泉町老松、花泉町日形、花泉町金沢		住居表示区域設定地域なし	
・大東地域 大東町大原、大東町沖田、大東町鳥海、大東町中川、大東町摺沢、大東町猿沢、大東町洪民、 大東町曾慶		住居表示区域設定地域なし	
・千厩地域 千厩町千厩、千厩町奥玉、千厩町小梨、千厩町清田、千厩町磐清水		住居表示区域設定地域なし	
・東山地域 東山町長坂、東山町河津、東山町松川		住居表示区域設定地域なし	
・室根地域 室根町折壁、室根町折壁一丁目、室根町折壁二丁目、室根町矢越、室根町津谷川		住居表示区域設定地域なし	
・川崎地域 川崎町薄衣、川崎町門崎		住居表示区域設定地域なし	

一 関 市 (一 関 地 域 の うち 小 字 を 伴 わ ない も の 、 住 居 表 示 区 域 が 設 定 さ れ て い る も の)

<p>町名・大字名(小字を伴わないもの)</p> <p>字相去 字宇南 字裏下街 駅前 字大槻町 字柄貝 字川街 字北十軒街 字北豊隆*「豊」「隆」は雨冠 字久保 五十八人町 字桜街 字沢 字散田 字下大槻街 新大町 字吸川街 関が丘 字千刈田 字台町 字反町</p>	<p>字釣山 字鳴神 字新山 西花玉町 字西沢 字二本木 字沼田 字機織山 字八幡街 字広街 字樋渡 字東花王町 東地主町 字深町 南新町 字南十軒街 字南豊隆*「豊」「隆」は雨冠 字柳阿町 豊町 字要害 寿町 東台</p>	<p>町名・大字名(住居表示区域が設定されているもの)</p> <p>旭町 磐井町 大手町 大町 上大槻街 桜木町 地主町 城内 台町 高崎町 田村町 千代田町 八幡町 宮坂町 青葉一丁目 青葉二丁目 五代町 幸町 末広一丁目 末広二丁目</p>	<p>竹山町 中央町一丁目 中央町二丁目 銅谷町 宮下町 宮前町 新町 山目町一丁目 山目町二丁目 山目町三丁目 蘭梅町 町浦 東五代 上坊 上日照 石畑 南町</p>
--	--	---	--

藤 沢 町 現 行 合 併 後

<p>岩手県磐井郡藤沢町藤沢 岩手県磐井郡藤沢町西口 岩手県磐井郡藤沢町黄海 岩手県磐井郡藤沢町徳田 岩手県磐井郡藤沢町砂子田 岩手県磐井郡藤沢町増沢 岩手県磐井郡藤沢町新沼 岩手県磐井郡藤沢町保呂羽 岩手県磐井郡藤沢町大籠</p>	<p>岩手県一関市藤沢町藤沢 岩手県一関市藤沢町西口 岩手県一関市藤沢町黄海 岩手県一関市藤沢町徳田 岩手県一関市藤沢町砂子田 岩手県一関市藤沢町増沢 岩手県一関市藤沢町新沼 岩手県一関市藤沢町保呂羽 岩手県一関市藤沢町大籠</p>
--	--



保育所について（協定項目22 - 9）

保育所について、次のとおり提案する。

- 1 藤沢町の保育所の運営（幼稚園との一体的保育）については、藤沢保育園と黄海保育園は合併次年度をめぐり認定こども園への移行を含め調整する。新沼保育園は現行のとおりとする。
- 2 保育料（軽減措置含む）、一時預かり料、延長保育料は、合併次年度から一関市の制度に統一する。
- 3 藤沢町で行っている保育施設通園援助費については、合併年度を含めた3カ年度間の経過措置として実施する。
- 4 藤沢町で行っている登・降園時の小学校スクールバス利用は、当面、継続する。

平成22年 8月24日提出

一関市・藤沢町合併協議会
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	22 各種事務事業の取扱い	関係項目	9 保育所
調整の内容	<p>1 藤沢町の保育所の運営（幼稚園との一体的保育）については、藤沢保育園と黄海保育園は合併年度をめぐり認定こども園への移行を含め調整する。新沼保育園は現行のとおりとする。</p> <p>2 保育料（軽減措置含む）一時預かり料、延長保育料は、合併年度から一関市の制度に統一する。</p> <p>3 藤沢町で行っている保育施設通園援助費については、合併年度を含めた3カ年度間の経過措置として実施する。</p> <p>4 藤沢町で行っている登・降園時の小学校スクールバス利用は、当面、継続する。</p>		

項目	一 関 市	藤 沢 町
1 保育所	<p>【保育所】 認可保育施設 公立16園、私立13園</p> <p>【保育時間】 月～土 午前7時～午後6時まで</p> <p>【運営形態】 保育園単独運営</p> <p>【給食】 認可保育施設では自園で調理し提供</p> <p>【通園費補助】 市内全域の児童を対象とした補助制度はない。 平成17年9月以降に閉園したことにより遠距離通園となる地域の児童の保護者に対し、1世帯キロ13円の補助金を支給</p> <p>【スクールバス利用】 登・降園時の小学校スクールバスの利用は行っていない。</p>	<p>【保育所】 認可保育施設 公立3園</p> <p>【保育時間】 月～土 午前7時30分～午後6時まで</p> <p>【運営形態】 幼稚園を併設し一体的運営</p> <p>【給食】 原則的に給食センターから搬入し、提供</p> <p>【通園費補助】 町内全域を対象とし、片道3km以上で、4～5歳児の児童の保護者等に1世帯年額1万円を限度として補助金を支給（但し、スクールバス利用）</p> <p>登・降園時の小学校スクールバスの利用を行っている。</p>

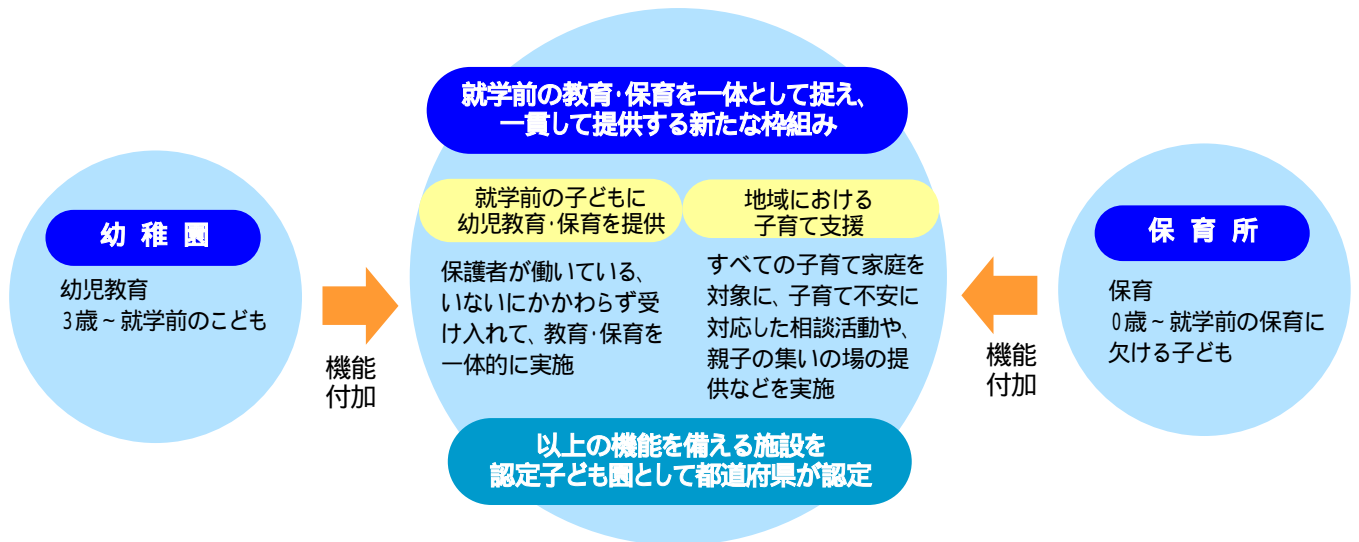
2 保育料等	<p>(1) 保育料 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>3歳児未満</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>7,200</td> <td>4,800</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td>市民税課税世帯</td> <td>15,600</td> <td>13,200</td> <td>13,200</td> </tr> <tr> <td>40,000円未満</td> <td>24,000</td> <td>22,200</td> <td>22,200</td> </tr> <tr> <td>40,000円以上</td> <td>35,600</td> <td>26,900</td> <td>24,900</td> </tr> <tr> <td>103,000円未満</td> <td>41,100</td> <td>30,400</td> <td>27,500</td> </tr> <tr> <td>103,000円以上</td> <td>48,800</td> <td>31,900</td> <td>29,000</td> </tr> <tr> <td>277,000円未満</td> <td>52,000</td> <td>34,600</td> <td>30,800</td> </tr> <tr> <td>277,000円以上</td> <td>67,600</td> <td>45,200</td> <td>40,400</td> </tr> <tr> <td>413,000円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>413,000円以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>734,000円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>734,000円以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>一関市と同じ</p>				階層区分	3歳児未満	3歳児	4歳児以上	生活保護世帯	0	0	0	市民税非課税世帯	7,200	4,800	4,800	市民税課税世帯	15,600	13,200	13,200	40,000円未満	24,000	22,200	22,200	40,000円以上	35,600	26,900	24,900	103,000円未満	41,100	30,400	27,500	103,000円以上	48,800	31,900	29,000	277,000円未満	52,000	34,600	30,800	277,000円以上	67,600	45,200	40,400	413,000円未満				413,000円以上				734,000円未満				734,000円以上			
階層区分	3歳児未満	3歳児	4歳児以上																																																									
生活保護世帯	0	0	0																																																									
市民税非課税世帯	7,200	4,800	4,800																																																									
市民税課税世帯	15,600	13,200	13,200																																																									
40,000円未満	24,000	22,200	22,200																																																									
40,000円以上	35,600	26,900	24,900																																																									
103,000円未満	41,100	30,400	27,500																																																									
103,000円以上	48,800	31,900	29,000																																																									
277,000円未満	52,000	34,600	30,800																																																									
277,000円以上	67,600	45,200	40,400																																																									
413,000円未満																																																												
413,000円以上																																																												
734,000円未満																																																												
734,000円以上																																																												

項目	一 関 市	藤 沢 町
2 保育料等	<p>【独自軽減措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3子以降にあたる児童が入所する場合は無料 ・父子家庭で非課税世帯に属する世帯の保育料は無料 <p>(2) 一時預かり</p> <p>【保育時間】 午前8時30分～午後4時30分まで</p> <p>【実施保育所】 八幡町保育園、幸町保育園、藤保育園、たんぼ保育園 花泉保育園</p> <p>【一時預かり料】 日額2,500円 (利用時間が4時間未満のときは、1,250円)</p> <p>(3) 延長保育</p> <p>【延長保育時間】 月～土 午後6時から午後7時まで</p> <p>【実施保育所】 公立：八幡町保育園、あおば保育園、大原保育園、摺沢保育園、興田保育園、千厩保育園、奥玉保育園、長坂保育園、川崎保育園</p> <p>私立：法人13園すべてで実施</p> <p>【延長保育料】 生活保護世帯 0円 非課税世帯 600円 市民税・所得税課税世帯 3,000円</p>	<p>【独自軽減措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3人以上同時入所世帯の3人目以降の保育料は無料 ・父子家庭で非課税世帯に属する世帯の保育料は無料 <p>(2) 一時預かり</p> <p>【保育時間】 当該保育所の開所日の保育時間内</p> <p>【実施保育所】 藤沢保育園、黄海保育園、新沼保育園</p> <p>【一時預かり料】 生活保護世帯 0円 町民税非課税世帯 3歳未満2,500円、3歳児2,200円、 4・5歳児1,900円 それ以外 3歳未満3,000円、3歳児2,700円、 4・5歳児2,400円</p> <p>(3) 延長保育</p> <p>【延長保育時間】 月～土 午後6時から午後7時まで</p> <p>【実施保育所】 藤沢保育園、黄海保育園、新沼保育園</p> <p>【延長保育料】 生活保護世帯 0円 それ以外 3歳未満 3,000円、3・4・5歳児 2,500円</p> <p>町民税非課税に属する母子・父子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯にあつては、延長保育料を徴しない 同一世帯から2人以上の延長保育の実施児童がいる場合2人目の延長保育料は、上記延長保育料×0.5 3人目以降は0円</p>

認定子ども園とは？

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定子ども園」の認定を受けることができます。

- 1 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)
- 2 地域における子育て支援を行う機能
(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能)



具体的には

利用時間	幼稚園と同様の1日4時間程度の利用や、保育所と同様の1日8時間程度の利用など、子どもに併せて柔軟に保育時間を選べます。
入園年齢	認定子ども園は、0～5歳児を対象とした制度です。なお、実際に受け入れる年齢は、施設によって異なります。
教育・保育	0～2歳時には保育を行い、3～5歳時には幼稚園・保育所の区別なく、共通の教育活動を行います。

利用時間別の教育・保育の状況

3～5歳児	共通利用時間(幼稚園と同様4時間程度) 教育課程に基づく教育を実施	短時間利用児(保育に欠けない子) (幼稚園と同様4時間程度利用)	
	(=学校教育法に掲げる目標が達成されるよう行われる保育を実施)	共通の利用時間終了後も 保育を実施	長時間利用児(保育に欠ける子) (保育所と同様8時間程度利用)
0～2歳児	保育所と同様の8時間程度の保育を実施		

公立幼稚園について（協定項目22 - 19）

公立幼稚園について、次のとおり提案する。

- 1 藤沢町の幼稚園の運営（保育園との一体的保育）については、合併次年度をめぐりに認定こども園への移行を含め調整する。
- 2 保育料（給食費、預かり保育料は除く）、入園料の額及び減免については、合併次年度から一関市の制度に統一する。
- 3 藤沢町の幼稚園における預かり保育については、平日と長期休業について継続して実施する。
- 4 藤沢町で行っている通園費補助金については、合併年度を含めた3カ年度間の経過措置として実施する。
- 5 藤沢町の幼稚園における登・降園時の小学校スクールバス利用については、当面、継続する。

平成22年 8 月24日提出

一関市・藤沢町合併協議会
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	22 各種事務事業の取扱い	関係項目	19 公立幼稚園
調整の内容	<p>1 藤沢町の幼稚園の運営（保育園との一体的保育）については、合併年度をめぐり認定こども園への移行を含め調整する。</p> <p>2 保育料（給食費、預かり保育料は除く）、入園料の額及び減免については、合併年度から一関市の制度に統一する。</p> <p>3 藤沢町の幼稚園における預かり保育については、平日と長期休業については、平日と長期休業について継続して実施する。</p> <p>4 藤沢町で行っている通園費補助金については、合併年度を含めた3カ年度間の経過措置として実施する。</p> <p>5 藤沢町の幼稚園における登・降園時の小学校スクールバス利用については、当面、継続する。</p>		

項目	一関市	藤沢町																																				
1 幼稚園	<p>【園数】 10園</p> <p>【各園の園児数及び（定員）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>園名</th> <th>園児数（定員）</th> <th>園名</th> <th>園児数（定員）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞川幼稚園</td> <td>36人（100人）</td> <td>弥栄幼稚園</td> <td>18人（70人）</td> </tr> <tr> <td>真滝幼稚園</td> <td>51人（100人）</td> <td>いずみの森幼稚園</td> <td>74人（150人）</td> </tr> <tr> <td>厳美幼稚園</td> <td>41人（100人）</td> <td>摺沢幼稚園</td> <td>47人（105人）</td> </tr> <tr> <td>赤荻幼稚園</td> <td>85人（100人）</td> <td>げいひ幼稚園</td> <td>41人（80人）</td> </tr> <tr> <td>萩荘幼稚園</td> <td>78人（100人）</td> <td>計</td> <td>515人（975人）</td> </tr> <tr> <td>狐禅寺幼稚園</td> <td>44人（70人）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>H22.5.1 現在</p> <p>【対象児】 3・4・5歳児 【預かり保育】 未実施 【通園費補助】 なし （いずみの森幼稚園のみで、午睡あり～14:45）</p> <p>【通園バス】 一関、花泉地域の8園で利用（大東、東山地域の2園はなし） 【給食】 1園（摺沢幼稚園）で実施 ・摺沢幼稚園：おかずのみ提供（給食費：年24,500円） 大東学校給食センターより供給 ・牛乳は、すべての幼稚園で提供</p>	園名	園児数（定員）	園名	園児数（定員）	舞川幼稚園	36人（100人）	弥栄幼稚園	18人（70人）	真滝幼稚園	51人（100人）	いずみの森幼稚園	74人（150人）	厳美幼稚園	41人（100人）	摺沢幼稚園	47人（105人）	赤荻幼稚園	85人（100人）	げいひ幼稚園	41人（80人）	萩荘幼稚園	78人（100人）	計	515人（975人）	狐禅寺幼稚園	44人（70人）			<p>【園数】 2園</p> <p>【各園の園児数及び（定員）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>園名</th> <th>園児数（定員）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>藤沢幼稚園</td> <td>35人（70人）</td> </tr> <tr> <td>黄海幼稚園</td> <td>19人（70人）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>54人（140人）</td> </tr> </tbody> </table> <p>H22.5.1 現在</p> <p>【対象児】 3・4・5歳児 【預かり保育】 2園で実施 平日・土曜日・長期休業 通常+預かり保育 7:30～18:00（園児全員） 【通園費補助】 片道3km以上の4～5歳幼児の保護者等に1世帯年額1万円を限度として補助金を支給（但し、スクールの混乗利用をする者には支給しない。） 【通園バス】 スクールバス利用（H22利用園児10名） 【給食】 2園で実施 藤沢学校給食センターより供給</p>	園名	園児数（定員）	藤沢幼稚園	35人（70人）	黄海幼稚園	19人（70人）	計	54人（140人）
園名	園児数（定員）	園名	園児数（定員）																																			
舞川幼稚園	36人（100人）	弥栄幼稚園	18人（70人）																																			
真滝幼稚園	51人（100人）	いずみの森幼稚園	74人（150人）																																			
厳美幼稚園	41人（100人）	摺沢幼稚園	47人（105人）																																			
赤荻幼稚園	85人（100人）	げいひ幼稚園	41人（80人）																																			
萩荘幼稚園	78人（100人）	計	515人（975人）																																			
狐禅寺幼稚園	44人（70人）																																					
園名	園児数（定員）																																					
藤沢幼稚園	35人（70人）																																					
黄海幼稚園	19人（70人）																																					
計	54人（140人）																																					

項目	一 関 市	藤 沢 町										
2 保育料等	<p>【月額保育料】 7,000 円</p> <p>【入園料】 9,000 円</p> <p>【バス使用料】 なし</p> <p>【減 免】</p>	<p>【月額保育料】 22,200 円 内訳 授業料 5,500 円 給食費 4,300 円 特別保育料(預かり保育料) 12,400 円</p> <p>【入園料】 5,000 円</p> <p>【バス使用料】 なし</p> <p>【減 免】</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>減 免 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護を受けている世帯及び市町民税所得割額が非課税となる世帯</td> <td>第1子：年額20,000円を限度 同一世帯から2人以上就園の場合の第2子：年額49,000円を限度 小学校1～3年生の兄・姉が1人おり、同一世帯から就園している場合の第2子：年額35,000円を限度</td> </tr> <tr> <td>全世帯</td> <td>第3子以降、無料化</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	減 免 額	生活保護を受けている世帯及び市町民税所得割額が非課税となる世帯	第1子：年額20,000円を限度 同一世帯から2人以上就園の場合の第2子：年額49,000円を限度 小学校1～3年生の兄・姉が1人おり、同一世帯から就園している場合の第2子：年額35,000円を限度	全世帯	第3子以降、無料化	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>減 免 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護を受け ている世帯及び 市町民税所得割 額が非課税とな る世帯</td> <td>第1子、第2子：一関市と同じ 同一世帯から3人以上就園の場合の第3子以降：年額77,000円を限度 小学校1～3年生の兄・姉が1人おり、同一世帯から就園している場合の第2子：一関市と同じ 第3子以降：77,000円を限度</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	減 免 額	生活保護を受け ている世帯及び 市町民税所得割 額が非課税とな る世帯	第1子、第2子：一関市と同じ 同一世帯から3人以上就園の場合の第3子以降：年額77,000円を限度 小学校1～3年生の兄・姉が1人おり、同一世帯から就園している場合の第2子：一関市と同じ 第3子以降：77,000円を限度
区 分	減 免 額											
生活保護を受けている世帯及び市町民税所得割額が非課税となる世帯	第1子：年額20,000円を限度 同一世帯から2人以上就園の場合の第2子：年額49,000円を限度 小学校1～3年生の兄・姉が1人おり、同一世帯から就園している場合の第2子：年額35,000円を限度											
全世帯	第3子以降、無料化											
区 分	減 免 額											
生活保護を受け ている世帯及び 市町民税所得割 額が非課税とな る世帯	第1子、第2子：一関市と同じ 同一世帯から3人以上就園の場合の第3子以降：年額77,000円を限度 小学校1～3年生の兄・姉が1人おり、同一世帯から就園している場合の第2子：一関市と同じ 第3子以降：77,000円を限度											